

静岡県告示第179号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法第49条の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、告示する。

令和3年3月12日

静岡県知事 川勝平太

医療機関等の名称	所在地	指定年月日
みつばち薬局	伊東市八幡野 967-19	令和2年10月1日
ベル薬局	藤枝市前島1丁目 12-8	令和2年11月1日
羽田薬局	裾野市御宿 330-5	令和2年11月1日
ウエルシア薬局御前崎白羽店	御前崎市白羽 5266-1	令和3年1月1日
北伊豆往診クリニック	田方郡函南町柏谷字大橋 1319-5	令和2年11月1日

=====

静岡県告示第180号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法第55条第1項の規定に基づき、次のとおり施術者を指定したので、告示する。

令和3年3月12日

静岡県知事 川勝平太

施術所の名称	施術所の所在地又は施術者の住所	施術者	区分	指定年月日
フレアス在宅マッサージ沼津施術所	熱海市桜木町7-12	水口 直俊	あん摩マッサージ	令和2年12月10日
こころ磐田治療院	磐田市富丘 202-4	牧野 歩美	はり・きゅう	令和3年1月4日
からだ元気治療院メイド沼津西	田方郡函南町平井 646-2	土屋 なつみ	あん摩マッサージ、はり・きゅう	令和2年12月9日

=====

静岡県告示第181号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法第50条の2（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、告示する。

令和3年3月12日

静岡県知事 川勝平太

医療機関等の名称 又は施術所の名称	医療機関等の 所在地又は施術所 の所在地	変更 した 事項	変更内容		変更 年月日
			新	旧	
スマイル・ジャパン 機能訓練センター (出張開設)	伊東市川奈 1228 -4 石神ハイツ2 -D	施術所名 称	①スマイル・ジャパ ン機能訓練センター (出張開設) ②スマイル・ジャパ ン機能訓練マッサー ジ	①スマイル・ジャパ ン機能訓練センター (出張開設)	令和2年 11 月 16 日
こぶた薬局大東	掛川市大坂 948	所在地	掛川市大坂 948	掛川市大坂 1427	令和2年 11 月 24 日
ウエルシア薬局牧 之原相良店	牧之原市波津 168 -1	所在地	牧之原市波津 168 -1	牧之原市大沢 672 -1	令和2年 12 月 1 日

=====

静岡県告示第182号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法第50条の2（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、告示する。

令和3年3月12日

静岡県知事 川勝平太

医療機関等の名称	医療機関等の所在地	廃止年月日
有限会社 ハニービーファーマシーみ つばち薬局	伊東市八幡野 967-19	令和2年9月 30 日
みなと薬局 焼津越後島店	焼津市越後島 494-2	令和2年 12 月 31 日
ベル薬局	藤枝市前島1-12-8	令和2年 10 月 31 日
こいで薬局	藤枝市瀬古2-6-17	令和2年 12 月 31 日
北伊豆往診クリニック	田方郡函南町桑原 1030 メゾン・ド・マーベリ -101	令和2年 10 月 31 日

=====

静岡県告示第183号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法第50条の2（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり休止の届出があったので、告示する。

令和3年3月12日

静岡県知事 川勝平太

医療機関等の名称	医療機関等の所在地	休止年月日
山下歯科医院	御前崎市池新田 3218 番地	令和3年1月6日

=====

静岡県告示第184号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法第51条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定の辞退があったので、告示する。

令和3年3月12日

静岡県知事 川勝平太

医療機関等の名称	所在地	辞退年月日
大石眼科	磐田市今之浦4-22-4	令和3年2月15日